

条 約

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年二月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

条約第二号

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定

目次

- 第一条 略称
- 第二章 締約国の法令及び特定の国際条約によつて与えられる他の保護の適用
- 第一章 国際出願及び国際登録
- 第三条 国際出願をする資格
- 第四条 国際出願をするための手続
- 第五条 国際出願の内容
- 第六条 優先権
- 第七条 指定手数料
- 第八条 不備の補正
- 第九条 国際出願の出願日
- 第十条 国際登録、国際登録の日、公表及び国際登録の秘密の写し
- 第十一条 公表の延期
- 第十二条 拒絶
- 第十三条 意匠の単一性に関する特別の要件
- 第十四条 国際登録の効果
- 第十五条 無効
- 第十六条 国際登録に関する変更その他の事項の記録
- 第十七条 国際登録の最初の期間及び更新並びに保護の存続期間
- 第十八条 公表された国際登録に関する情報
- 第二章 管理規定
- 第十九条 二以上の国の共通の官庁
- 第二十条 ハーグ同盟の構成国
- 第二十一条 総会
- 第二十二条 国際事務局
- 第二十三条 財政
- 第二十四条 規則
- 第三章 改正及び修正
- 第二十五条 この改正協定の改正
- 第二十六条 総会による特定の規定の修正
- 第四章 最終規定
- 第二十七条 この改正協定の当事者となるための手続
- 第二十八条 批准及び加入の効力発生の日
- 第二十九条 留保の禁止

- 第三十条 締約国が行う宣言
- 第三十一条 千九百三十四年改正協定及び千九百六十年改正協定の適用
- 第三十二条 この改正協定の廃棄
- 第三十三条 この改正協定の言語及び署名
- 第三十四条 寄託者

序 第一条 略称

この改正協定の適用上、

- (i) 「ハーグ協定」とは、意匠の国際寄託に関するハーグ協定（その名称を意匠の国際登録に関するハーグ協定と改める。）をいう。
- (ii) 「この改正協定」とは、今回の改正協定に定めるハーグ協定をいう。
- (iii) 「規則」とは、この改正協定に基づく規則をいう。
- (iv) 「所定の」とは、規則に定められていることをいう。
- (v) 「パリ条約」とは、千八百八十三年三月二十日にパリで署名され、その後改正され、及び修正された工業所有権の保護に関するパリ条約をいう。
- (vi) 「国際登録」とは、この改正協定に従つて行われる意匠の国際登録をいう。
- (vii) 「国際出願」とは、国際登録のための出願をいう。
- (viii) 「国際登録簿」とは、この改正協定又は規則が記録することを要求し、又は認める国際登録に関する情報を公式に集積したものであつて、国際事務局が保管するものをい、当該情報が蓄積される媒体のいかんを問わない。
- (ix) 「者」とは、自然人又は法人をいう。
- (x) 「出願人」とは、自己の名において国際出願をする者をいう。
- (xi) 「名義人」とは、自己の名において国際登録が国際登録簿に記録されている者をいう。
- (xii) 「政府間機関」とは、第二十七条(1)(ii)の規定に基づきこの改正協定の締約国となる資格を有する政府間機関をいう。
- (xiii) 「締約国」とは、この改正協定を締結している国又は政府間機関をいう。
- (xiv) 「出願人の締約国」とは、出願人が一の締約国との関係において、第三条に規定する条件の少なくとも一の条件を満たすことにより国際出願をする資格の取得の根拠とする当該一の締約国をい、また、出願人が第三条の規定に基づいて国際出願をする資格の取得の根拠となることのできる締約国が二以上存在する場合には、当該締約国のうち、国際出願において表示された一の締約国をいう。
- (xv) 「締約国の領域」とは、国である締約国についてはその領域、政府間機関についてはその政府間機関を設立する条約が適用される領域をいう。
- (xvi) 「官庁」とは、締約国の領域において効力を有する意匠の保護の付与について当該締約国によつて責任を与えられた機関をいう。
- (xvii) 「審査官庁」とは、意匠の保護を求める出願について、当該意匠が少なくとも新規性の条件を満たしているかどうかを決定するために職権により審査する官庁をいう。